

周南市立新南陽市民病院増改築基本計画等策定業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、周南市立新南陽市民病院増改築基本計画等策定業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（１）業務名

周南市立新南陽市民病院増改築基本計画等策定業務

（２）業務の目的・内容・期間等

別紙「周南市立新南陽市民病院増改築基本計画等策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（３）業務に要する費用（提案上限額）

金 15,840,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- （２）参加表明書の提出時点において、「令和 6・7 年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録されていること。
- （３）参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- （４）周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成 24 年周南市要綱第 37 号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- （５）平成 26 年 4 月 1 日以降に、国、独立行政法人国立病院機構、都道府県、市町村が設置する病床数 100 床以上の病院の新築・増改築計画に関する基礎調査の実施、基本構想の策定又は基本計画の策定に係る業務を元請として受託した実績を有していること。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和6年5月8日（水）

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロードすること。また、健康医療部病院管理課でも配布する。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市の契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

ウ 履行実績調書（様式3）

※「3 参加資格（5）」に記載している業務実績を最大5件記入

※「⑥ プレゼンテーション及びヒアリング実施対象者の選定」を参照

② 提出期限

令和6年5月23日（木）17時00分まで

（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

③ 提出場所

周南市健康医療部病院管理課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 本庁舎4階

④ 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、周南市はその責を負わない。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ プレゼンテーション及びヒアリング（以下、「プレゼン等」という。）実施対象者の選定

参加資格を満たす応募者が5者未満の場合は、すべての応募者をプレゼン等の実施対象者とする。また、応募者が5者以上の場合は、履行実績調書（様式3）に記載した業務実績を下記により採点し、点数の高い方から4者程度を対象者に選定する。

ア 基礎調査の実施又は基本構想の策定から基本計画の策定まで一体的に実

施した業務：1件につき3点

イ 基本計画の策定に係る業務：1件につき2点

ウ 基礎調査の実施又は基本構想の策定に係る業務：1件につき1点

⑦ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、令和6年5月30日（木）（予定）までに、電子メール及び文書にて、参加資格審査結果通知書兼プレゼン等実施対象者選定結果通知書（様式4）により通知する。なお、この結果についての異議申し立ては受け付けない。

5 質問の受付及び回答

（1）質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出すること。なお、受信を確認次第、担当部署から受付のメールを返信する。返信メールがない場合は、必ず受付期間内に電話により受信確認を行うこと。

（2）受付期間

① 参加表明及び実施要領（「5（2）②」に関することは除く。）に関すること

令和6年5月9日（木）から令和6年5月16日（木）まで（土日祝日を除く）の9時から17時まで

② 仕様書及び企画提案書等の作成・提出に必要な事項に関すること

令和6年5月9日（木）から令和6年6月3日（月）まで（土日祝日を除く）の9時から17時まで

（3）提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

周南市健康医療部病院管理課

メールアドレス：byouinkanri@city.shunan.lg.jp

電話番号：0834-22-8383

（4）回答方法

① 参加表明及び実施要領（「5（2）②」に関することは除く。）に関すること

令和6年5月21日（火）10時までに周南市公式ホームページに掲載する。

② 仕様書及び企画提案書の作成・提出に必要な事項に関すること

令和6年6月7日（金）10時までに、プレゼン等を実施する全ての参加資格適合者に対して、随時電子メールにより行う。

（5）質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、実施要領並びに仕様書及び企画提案書の作成・提出に必要な事項に限るものとする。評価に係る質問は一切受け付けない。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

提出する副本については、プレゼン等の実施対象者を特定できるような表現や事業者名、ロゴ等はいないこと。なお、実施対象者の特定につながると判断した場合は、担当部署において該当部分を黒塗りにして評価者に配布するものとする。

① 企画提案書表紙（様式5）

② 企画提案書（任意様式）

企画提案書は仕様書の「4 委託業務内容」を踏まえて、以下の事項を盛り込むこと。また、10ページ以内（表紙を除く）、A4判もしくはA3判、片面印刷とし、ページ番号を付すこと。A3判の場合はA4折込みで綴じること。

ア 基本計画等の策定に係る業務の実施方針及びその手法

※計画（案）の提案を受けるものではない

イ 業務の実施スケジュール

ウ その他、業務の実施において必要な事項（必要に応じて適宜盛り込むこと）

③ 業務実施体制・配置予定者調書（様式8）

④ 配置予定の担当者の経歴等の状況（様式9）

⑤ 見積書及び内訳書（任意様式）

ア 業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。

イ 提案上限額を超えることがないようにすること。

(2) 提出期間

令和6年6月4日（火）から令和6年6月19日（水）（土日祝日を除く）の9時から17時まで

(3) 提出場所

4（2）③と同じ

(4) 提出方法

4（2）④と同じ

(5) 提出部数

正本1部、副本9部（提出書類①企画提案書表紙⑤見積書及び内訳書を除く）

7 選定方法

(1) プレゼン等の実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づく書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立する。

① 実施場所

別途通知する。

② 実施日時

令和6年7月2日（火）（予定）

※決定した日時等は別途通知する。プレゼン等は企画提案資料の提出順に実施する。

③ 実施時間

企画提案者の持ち時間は1提案者あたり50分以内とし、プレゼンテーションを20分以内、評価者からのヒアリングを25分以内、準備及び撤去を5分以内とする。

④ 出席者

出席者は3名以内で、本業務に関わる者とする。

⑤ その他

プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書、業務実施体制・配置予定者調書、配置予定の担当者の経歴等の状況に記載された内容（文章、図、表、画像、スケッチ等）を基に説明すること。

また、当該内容の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。なお、提案の説明に要するパソコン等の機材は提案者で用意すること。ただし、プロジェクター・スクリーンは、本市で用意する。

企画提案書にない新たな提案や追加資料の配布は認めない。

プレゼン等は匿名で実施するため、提出書類への事業者名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されることがないように十分注意すること。

(2) 受託候補者の選定

① 評価会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「周南市立新南陽市民病院増改築基本計画等策定業務プロポーザル評価会」が行う。

② 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容及び見積金額等を別紙「プロポーザル評価基準・配点一覧表」に基づき総合的に評価する。

③ 受託候補者の決定

各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定する。なお、同点の場合は、以下の優先順位で受託候補者を決定する。

ア 企画提案能力評価の点数が高い者を受託候補者とする。

イ 企画提案能力評価の点数が同点の場合は、業務遂行能力評価の点数が高い者を受託候補者とする。

④ 最低基準点の設定

各評価者の持ち点の合計を満点とし、その6割を最低基準点とする。それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の選定は行わない。

⑤ 選定結果

選定結果は、令和6年7月18日（木）以降、周南市公式ホームページで公表する。

【選定結果の公表事項】

ア 選定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（50 音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

注：参加者の名称と評価点の対応関係は明示しない。

注：参加者が 2 者の場合には、次点者の評価点は公表しない。

また、本プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書（様式 6）」を、令和 6 年 7 月 5 日（金）以降、電子メール及び文書にて送付する。選定結果に対する説明を求める場合は、「選定結果通知書（様式 6）」に記載された方法により、書面を担当部署に提出すること。

なお、選定結果の総合評価の詳細については公開しない。また、選定結果等についての異議申し立ては受け付けない。

8 評価基準及び配点

評価の項目と配点については、次表に掲げるとおりとする。

（１）評価の項目及び配点

評価項目	配点
① 業務遂行能力評価	25
② 企画提案能力評価 (提案書及びプレゼン等評価)	60
③ 価格評価	15
合計	100

① 価格に基づく評価

価格評価点の算出は、1 番低い価格の見積書を提示した提案者を満点（15 点）とする。その他の提案者は、最低見積価格を提案者の見積価格で除した値に配点（15 点）を乗じた値を得点とする。（以下の算式）

$$\text{価格評価点} = 15 \text{ 点} \times \frac{\text{最低見積価格}}{\text{提案者の見積価格}}$$

② 提案書及びプレゼン等に基づく評価

別紙「増改築基本計画等策定 評価基準・配点一覧表」に掲げる評価観点に基づき各評価項目に対して提案書等の評価を行う。

各評価者は別紙「増改築基本計画等策定 評価基準・配点一覧表」に基づき評価点を付し、その合計点を合計評価点とする。以上で算出された合計評価点の平均を提案者の提案書及びプレゼン等に基づく評価点とする。

（２）有効数字

評価点の算出にあたっては、小数点以下 2 桁目までを有効とし、小数点第 3 位を四捨五入する。

9 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

内容	期間等
① 実施公告	令和6年5月 8日（水）
② 参加表明・実施要領に関する質疑受付期間	令和6年5月 9日（木）から 令和6年5月16日（木）まで
③ 企画提案書等に関する質疑受付期間	令和6年5月 9日（木）から 令和6年6月 3日（月）まで
④ 実施要領等に関する質疑回答	令和6年5月21日（火）10時まで
⑤ 参加表明書の提出期限	令和6年5月23日（木）必着
⑥ 参加資格確認結果の通知	令和6年5月30日（木）予定
⑦ 企画提案書等の提出期間	令和6年6月 4日（火）から 令和6年6月19日（水）まで
⑧ 企画提案書等に関する質疑回答	令和6年6月 7日（金）10時まで
⑨ 企画提案書の評価及びプレゼン等の実施	令和6年7月 2日（火）予定
⑩ 選定結果の通知	令和6年7月 5日（金）予定
⑪ 選定結果等の公表	令和6年7月18日（木）予定

10 契約（受託候補者選定後）

（1）提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

（2）契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとする。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

11 留意事項

（1）失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- ③ 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とし、複数の提案はできない。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
（市からの指示があった場合を除く。）提出期限内に修正・再提出を行う場合においても、定められた提出場所及び提出方法を遵守すること。
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式 7）により、担当部署へ届け出ること。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）に基づき公開することがある。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

1 2 問い合わせ先

所 在 地 〒745-8655 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地
 担 当 部 署 周南市健康医療部病院管理課
 電 話 番 号 0 8 3 4 - 2 2 - 8 3 8 3
 F A X 番 号 0 8 3 4 - 2 2 - 8 2 6 6
 E - m a i l byouinkanri@city.shunan.lg.jp